## 公共施設の管理に関する協議書

令和 年 月 日

管理者 富士見市大字鶴馬1800番地の1 富士見市 富士見市長

印

申請者

印

申請者 と管理者 富士見市は、都市計画法に基づく開発行為又は開発行為の工事により設置される公共施設の管理に関し、同法第32条の規定により次のとおり協議した。

記

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 埼玉県富士見市
- 2 新たに設置される公共施設について

種別	番号	概    要				土地の	<b>松</b> 田
		幅員(m)	延長(m)	面積(m²)	管理者	帰属	摘要
道 路							
道 路							
防火水槽	_	_	_				
公 園	_	_	_				
汚水排水施設	別添公共施設管理図面のとおり						
雨水排水施設	別添公共施設管理図面のとおり						

- 3 設計・施行方法について
  - (1) 境界標は工事完了時はもとより、以後塀等の築造後も容易に確認できるように設置するものとし、境界標の種類、設置方法等については各公共施設用地の管理担当課と事前に協議するものとする。
- (2) 工事を廃止した場合、申請者は責任をもって公共施設の復元を行うものとする。
- (3) 市は必要がある時には公共施設の工事に関して、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについて、確認を求めることができるものとする。
- (4) 道路構造については、道路構造令に準拠する設計及びアスファルト舗装とし、詳細について は道路治水課と協議するものとする。
- (5) 電柱の設置は、道路以外の場所とする。
- (6)周辺の既存道路整備工事及び新設道路との取付工事については、道路治水課の指示を受けること。
- (7) 排水施設の構造及び施行については、下水道課、道路治水課の指示に従うものとする。
- (8) 市営水道については、次のとおりとする。
  - ① 給水計画については、市の給水条例の定めるところによる。
  - ② 設計及び施行方法については、水道課と別途協議することとする。
- (9) 消防水利施設については、入間東部地区事務組合消防本部の指示を受けて工事を行うものと する。

#### 4 帰属について

- (1)申請者から管理者への公共施設(用地を含む。)の引き渡しは、工事完了検査に合格し、工事完了公告の日の翌日をもって行うものとする。ただし、市関係部局と別途協議した場合は、その協議によるものとする。
- (2) 所有権移転登記は嘱託登記とし、嘱託書の作成等その他の事務は申請者において行うものとする。
- (3)申請者は、工事完了検査までに公共施設用地の所有権を取得し、帰属登記の妨げとなる権利 (抵当権等)を設定した場合はこれを抹消すること。また、公共施設用地はその用途別に区画 を明確に(分合筆)し、地目変更するものとする。
- (4) 帰属の嘱託登記に必要な書類は、工事完了検査までに用意するものとする。

#### 5 管理について

- (1)公共施設に故障があった場合の補修については、公共施設引き渡し後2年間は申請者が行うものとする。ただし、市関係部局と別途協議した場合は、その協議によるものとする。
- (2)申請者は、公共施設の管理に必要な図書を工事完了検査までに市関係部局に提出するものとする。なお、必要な図書及びその内容については、市関係部局の指示を仰ぐこと。

#### 6 工事検査について

工事完了届出書提出の際、帰属登記及び公共施設の管理に必要な書類の提出がない場合には工事完了検査の実施を保留することがある。

### 7 その他

この協議書に定めのない事項については、両者協議して定めるものとする。

# 公共施設の管理に関する協議書添付図書 (都市計画法第32条)

1	位	置	図(案内図)
2	公 図	の写	L
3	求	積	図
4	土地利	用計画	図
5	並	面	図
6	<u>77.</u>	面	図
7	断	面	図
8	構	造	図
9	その他	関係図	面